令和8年度厚生労働省委託事業

経営者・労務管理ご担当者の皆様へ

この機会に確認！労務管理の自主点検



日頃の労務管理について、対応状況に不安のあるものや、
詳しく知りたいものにチェックを入れてください。

①労務管理の基本は確認できていますか？

重要な基本事項です

- ☐ 就業規則を整備・周知している（常時10人以上）
- ☐ 採用時などに労働条件を書面等で明示している
- ☐ 従業員の労働時間を適切に記録している
- ☐ 年次有給休暇を適切に管理している
- ☐ 休憩時間を適切に確保している

②日頃の管理状況に不安はありませんか？

適切な管理はトラブルの防止にもつながります。

- ☐ 必要な36協定を締結・届出している
- ☐ 残業代・割増賃金を適切に計算している
- ☐ 最新の最低賃金に対応している
- ☐ 社会保険・雇用保険の加入手続きを行っている
- ☐ 健康診断など必要な安全衛生管理を行っている

③最近の法改正をご存じですか？

2026年10月改正

対応が必要な法改正が続いています。

- ☐ 労働条件明示の新ルール
- ☐ 同一労働同一賃金の見直し
- ☐ 育児・介護休業法の改正（2025年改正）
- ☐ ハラスメント防止対策の拡充

④こんなお困りごと・ご関心はありませんか？

専門家が無料でご相談に対応します。

- ☐ 求人・人材定着について相談したい
- ☐ 助成金の活用について知りたい
- ☐ 従業員への制度説明、社内研修に困っている

気になる項目は、専門家と一緒に確認できます！

労務管理に関する疑問やお困りごとは、**フリーダイヤル・メール**でお気軽にご相談ください。
点検票を見ながら、お電話で一緒に確認することもできます。
詳しいご相談には、裏面の**個別支援**申込書もご利用いただけます。

相談無料

島根働き方改革推進支援センター

〒690-0886 松江市母衣町55番地2　島根県教育会館2階

受付時間　平日　9:00～17:00

TEL　0120-514-452　FAX　0852-61-0361

MAIL　shimane@workstylereform.net

WEB　島根働き方改革推進支援センター　検索

詳しいご相談は
裏面の申込書を
ご利用ください。



中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

島根働き方改革推進支援センター
専門家による無料相談 FAX申込書

FAX番号
0852-61-0361

メール・電話でもお申し込みいただけます。

申込日:　　年　　月　　日

会社名 事業所名			
業種		従業員数	名 （うち非正規雇用労働者　　名）
所在地	〒　　-		
ご担当者氏名		担当部署/役職	
電話番号		メールアドレス	
相談希望日時 ※お申し込みいただいた後、専門家の選定・日程調整を行います。	第1希望　　月　日　時から 第2希望　　月　日　時から		
相談内容 （複数選択可）	☐ 働き方改革で何から手を付けたら良いか分からない ☐ 長時間労働の是正 ☐ 同一労働同一賃金 ☐ 生産性向上（業務効率化・IT活用） ☐ 多様な働き方の実現（多様な正社員・勤務間インターバル・週休3日制） ☐ 人手不足解消に向けた雇用管理改善 ☐ 外国人、高齢者の雇用 ☐ 給与体系、就業規則の見直し ☐ 人材育成・教育訓練 ☐ 育児・介護休業規定の整備 ☐ ハラスメント対策 ☐ 女性の活躍推進 ☐ テレワーク勤務の導入 ☐ 補助金・助成金制度の活用 ☐ その他（　　）		
専門家相談を知ったきっかけ	☐ 労働局からの紹介 ☐ ハローワークからの紹介 ☐ 厚生労働省HP（働き方改革特設サイト） ☐ 過去にセンターを利用したことがある ☐ よろず支援拠点からの紹介 ☐ 知人・取引先企業からの紹介 ☐ その他（　　）	☐ 労働基準監督署からの紹介 ☐ 商工会議所・商工会からの紹介 ☐ 労働局HP ☐ 金融機関からの紹介 ☐ 案内ポスター・チラシ	

お問い合わせ先
島根働き方改革推進支援センター 〒690-0886 松江市母衣町55番地2 島根県教育会館2階
TEL: 0120-514-452　　MAIL:shimane@workstylereform.net

※ ご記入いただいた情報は当センターが厳重に管理し、本事業の目的以外では使用しません。